

第三種郵便物認可
平成 28 年 7 月 5 日(火曜日増刊)

平成二十八年七月五日

AJU通巻一三二七五号

昭和五十四年八月一日第三種郵便物認可(毎週火曜日発行)

A
J
U

みずほ

NPO 法人脳外傷友の会みずほ
会報 第 68 号



2016 年 7 月 5 日
NPO 法人 脳外傷友の会みずほ発行

〒460-0021
名古屋市中区平和 2-3-10
仙田ビル

電話/FAX 052-253-6422
メールアドレス npo-mizuho@miracle.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.npo-mizuho.com>



みかんやま農園で咲いた茄子の花と
収穫した野菜たち



目次

改正障害者雇用促進法	2
第 11 回総会 & フォーラム	3
NPO 法人脳外傷友の会みずほ平成 27 年度事業報告・平成 28 年度事業計画	5
ワークハウスみかんやま平成 27 年度事業報告・平成 28 年度事業計画	6
平成 27 年度活動計算書・平成 28 年度活動予算書	7
監査報告	8
日本脳外傷友の会より	9
事務局便り 企画グループ	10
若い失語症者の集い 地区会だより	11
スポーツ事故による高次脳機能障害が新聞に掲載	12
我が子・家族の経過と現状	13
ワークハウスみかんやまだより	14
報告とお知らせ	16

改正障害者雇用促進法

脳外傷友の会みずほ理事長 吉川雅博

障害者差別解消法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることは、前号の会報で紹介したとおりです。差別解消法の施行に伴い雇用面で障害を理由とした差別を禁じ、障害者が働きやすいような合理的配慮を義務付けた改正障害者雇用促進法も施行されました。この法律の 36 条で、「差別の禁止に関する指針」を定めることが規定されています。今回は「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 116 号）の基本的な考え方を紹介します。

【基本的な考え方】

全ての事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。また賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害でない者と不当な差別的取り扱いをしてはならない。

ここで禁止される差別は、障害者であることを理由とする差別（直接差別をいい、車いす、補助犬その他の支援機具等の利用、介助者の付き添い等の社会的不利を補う手段の利用等を理由とする不当な不利益取り扱いを含む）である。

また、障害者に対する差別を防止するという観点を踏まえ、障害者も共に働く一人の労働者であるとの認識の下、事業主や同じ職場で働く者が障害の特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要である。

なお、募集・採用に関する具体的な差別の例として以下のことが示されています。

- ① 障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除すること。
- ② 募集又は採用に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。
- ③ 採用の基準を満たす者の中から障害者でない者を優先して採用すること。

また、差別に関する苦情処理・紛争解決援助について、自主的に解決しない場合は、都道府県労働局長が必要な助言、指導又は勧告をすることができるものとするとともに、新たに創設する調停制度の対象とすることになりました。

NPO 法人脳外傷友の会みずほ 第 11 回総会 & フォーラム

平成 28 年 5 月 22 日(日)名古屋市千種区今池ガスビル 7 F 会議室にて、NPO 法人脳外傷友の会みずほ第 11 回総会を開催いたしました。顧問の名古屋市総合リハビリテーションセンター(以降 名古屋リハ) 第 1 リハビリテーション部臨床心理科の 長野 友里科長からは、「H9 年に 40 名でスタートした家族会も現在ではほぼ 7 倍の会員数、会の活躍を感じます。大所帯になると会の運営は希薄になりがちですが、キッズプラスやレディースの会など、アイドルグループでいうユニットがうまく動いていて頼もしいです。名古屋リハは今後も寄り添っていきたいと思います。」とごあいさついただきました。

審議においては、平成 27 年度事業報告・活動計算報告、監査報告および平成 28 年度事業計画案・活動予算案、顧問・理事・監事・ワークハウスみかんやま職員の紹介と、すべて承認されました。



総会後は、NHK の助成をいただいてフォーラムを開催いたしました(当事者、家族、医療福祉関係、行政、教育関係、その他の方で計 93 名の参加)。加藤元治 NHK 中部支局長にごあいさついただいた後、「高次機能障害」をテーマに基調講演と家族による体験談をお聴きしました。

第一部の基調講演として千葉リハビリセンター言語聴覚士 廣瀬綾奈氏をお招きし、「高次脳機能障害がある子供の支援」と題して、子どもの高次脳機能障害に携わる者の立場から「子どもの高次脳機能障害とは」「復学就学継続支援」「卒後の社会参加に向けて」「ひろがる家族会活動」等について事例を交えながらお話をいただきました。「復学就学継続支援」では、子どもの場合は青年期まで発達障害者支援法の対象となること、原因疾患が大人では脳卒中が割合的に多いのに対して子供の場合には、未就学のうちは脳炎、脳症が、就学後は頭部外傷が多くなる傾向にあると大人と子供の相違について説明されました。

受傷・発症原因は様々ですが、小児の高次脳機能障害の特徴としては以下のように挙げられるそうです。

- ・発達に伴い症状が変化する
- ・脳の可塑性があるために症状の改善がある
- ・原因疾患により、特徴的な症状がある
- ・検査方法が限られている
- ・日常生活や学校生活からの情報が有力である
- ・就学するまで障害が目立たないことがある
- ・二次障害の予防が欠かせない

(栗原まな「小児の高次脳機能障害」より)



廣瀬 綾奈氏

また子供の高次機能障害においては、中途障害であるがゆえに子どもは自分と周りの子供の温度差を感じ自己肯定感が育ちにくく、親は痛切な喪失体験を持つことから親子双方への支援が重要になること、本人、家族の障害受容がキーポイントであること、その他障害への対応方法についてもお話しされました。さらに子どもの場合、社会復帰先は「学校」であり何より学校との連携が重要だとも述べられていました。

講演の最後に小児高次機能障害の家族会と、2013年に発足したキッズネットワークについて紹介され締めくくられました

第二部の体験談では、脳外傷友の会みずほキッズプラス代表 大澤奈保美氏に体験談を話していただきました。頭部損傷を受けた1歳の時の様子から高校三年生（17歳）になった現在までのご苦労や、親子の葛藤、学校生活で支援していただいたことと支援して欲しかったことを主張されていました。また在籍しているキッズプラスの会（家族会）の重要性についても述べられていました。

第一部 第二部終了の後、フォーラム座長の 名古屋リハ臨床心理士 長野友里氏、廣瀬綾奈氏、大澤奈保美氏を交えて質疑応答を行いました。参加者からは「子どもへ障害のことをどう伝えたらよいか?」「教師に対しどのくらい高次脳機能障害について周知されているか?」などの質問があり、講師の方からは「出来ないこと出来ることを伝えながらどうしてそうなってしまったかを説明する」

「数パーセント程度しかなく今後の課題である」との見解が述べられました。

このフォーラムを終えて一人でも多くの人に特に学校関係者に関心を持っていただき今後の支援につなげていければと思います。

